

第1章

スポーツ推進計画の改定にあたって



第1章 スポーツ推進計画の改定にあたって

1. 計画改定の背景と目的

豊島区はこれまで、平成27年(2015年)に策定した「豊島区スポーツ推進計画」に基づき、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、そこから生まれる喜びや感動を共有し、心身共に健康な生活を営むことが出来るスポーツ都市の実現に向けたスポーツ施策を実施してきました。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により開催が1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をはじめとして、2025年には東京で世界陸上、そして日本で初めてデフリンピックが開催されるなど、国際的なスポーツイベントが国内で開催され、スポーツに対する気運もこれまで以上の高まりを見せています。さらに、パラスポーツやアーバンスポーツの普及、学校部活動の地域連携・地域移行など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、それと同時にスポーツが持つ可能性や人々に及ぼす影響はより一層大きくなっています。

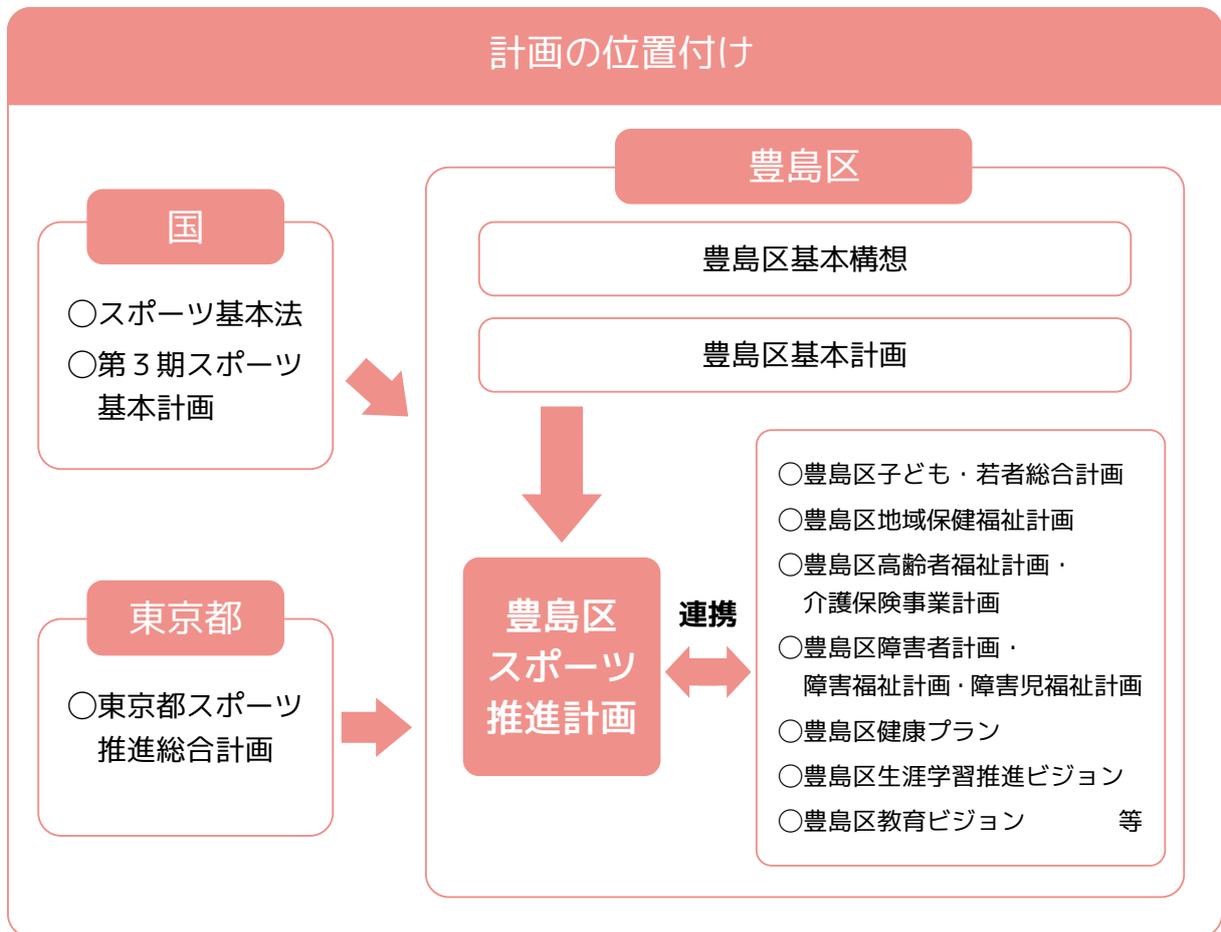
こうした中、区では、区政運営の最高指針として、目指すべきまちの将来像を掲げる「基本構想」と、将来像を実現するために必要な施策と目標を分野別に体系化し、数値目標等を示した最上位計画である「基本計画」を令和7年3月に策定しました。基本構想に示されているまちづくりの方向性において、スポーツ関連施策については「豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち」に位置付けられ、区民の誰もがスポーツに親しむことができる機会や環境を整えることで、誰もが人や地域とつながり、スポーツを通じていきいきと健康で活力に満ちた生活を実現すると示されています。

このような背景を踏まえ、区ではスポーツを取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、スポーツを通じて区が目指すまちの姿を実現するために取り組んでいく施策を、令和7年(2025年)から令和16年(2034年)を計画期間とする新たな豊島区スポーツ推進計画として策定します。

2. 計画の位置付け

豊島区スポーツ推進計画は、国のスポーツ基本計画、東京都のスポーツ推進総合計画を踏まえ、本区におけるスポーツ施策を計画的に推進するための具体的な取組や方向性を示したものです。また、豊島区基本構想で掲げる7つのまちづくりの方向性の中の、「豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち」、豊島区基本計画におけるスポーツに関する施策「生涯を通じたスポーツ活動の推進」の取組方針を踏まえながら、区の関連計画とも連携する計画として位置付けます。

【豊島区スポーツ推進計画イメージ図】



3. 本計画におけるスポーツの定義について

■豊島区のスポーツの定義について

ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技性のスポーツだけでなく、健康づくりや介護予防のためのウォーキング、トレーニング、軽い体操をはじめ、意識的に行う日常生活の中の階段の昇り降りや散歩、サイクリング、レクリエーションなど、自発的に楽しむ運動をスポーツとして扱います。

■豊島区のeスポーツの考え方について

スポーツの要素が高く、誰でも気軽に楽しめる身体活動を伴い、心身ともに健康の維持増進につながるものを豊島区のeスポーツ^{※1}として捉えます。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、前期5年の最終年度となる令和11年度（2029年度）の時点で中間見直しを行うことを想定しています。



※1 エレクトロニック・スポーツの略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。本計画では区としてのeスポーツの考え方を示し、区の考え方に基づいた施策を展開しています。